

○紫波町地域コミュニティセンター整備事業補助金交付要綱

昭和35年6月18日告示第34号

改正

昭和45年6月19日告示第36号

昭和48年3月3日告示第14号

昭和50年3月24日告示第13号

昭和54年9月29日告示第93号

昭和57年7月30日告示第75号

平成3年11月28日告示第145号

平成7年11月13日告示第131号

平成18年3月24日告示第31号

平成19年3月27日告示第38号

紫波町地域コミュニティセンター整備事業補助金交付要綱

部落公民館整備事業補助金交付要綱を次のように定め昭和34年度分の事業から適用する。

(目的)

第1 地域の振興と融和を図るため、地域コミュニティが設置する地域コミュニティセンターの建築（増築及び改築を含む。）、大規模の修繕等及び排水設備工事に要する経費に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティセンター又はこれに類似する施設の新築に要する経費 床面積1平方メートル当たり20,000円以内の額。ただし、補助額が2,000,000円を超えるときは、2,000,000円を限度とし、次号から5号までに規定する補助を同時に受けることはできないものとする。
- (2) 地域コミュニティセンター又はこれに類似する施設の増築に要する経費 床面積1平方メートル当たり15,000円以内の額。ただし、補助額が1,500,000円を超えるときは、1,500,000円を限度とする。
- (3) 地域コミュニティセンター又はこれに類似する施設の改築に要する経費 床面積1平方メートル当たり5,000円以内の額又は事業費の20パーセントに相当する額のいずれか少ない額。ただし、補助額が500,000円を超えるときは、500,000円を限度とする。

(4) 地域コミュニティセンター又はこれに類似する施設の大規模の修繕及びバリアフリーに対応するための改修に要する経費 事業費の20パーセントに相当する額以内の額。ただし、補助額が500,000円を超えるときは、500,000円を限度とする。

(5) 地域コミュニティセンター又はこれに類似する施設の給水施設の新設又は排水設備工事に要する経費 事業費の20パーセントに相当する額以内の額。ただし、補助額が500,000円を超えるときは、500,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体から補助又は助成を受けることとなる事業については、補助対象外とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の実施主体の変更
- (3) 補助事業の施行箇所等の事業内容の重要な変更
- (4) 補助額の変更を伴う補助対象事業費の変更

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

前文 (抄) (昭和48年3月3日告示第14号)

昭和48年4月1日から施行する。

前文 (抄) (昭和50年3月24日告示第13号)

昭和50年4月1日から施行する。

前文 (抄) (昭和54年9月29日告示第93号)

昭和54年4月1日から適用する。

前文 (抄) (平成3年11月28日告示第145号)

平成3年12月1日から施行する。

前文 (抄) (平成7年11月13日告示第131号)

平成7年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成18年 3 月24日告示第31号）

平成18年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成19年 3 月27日告示第38号）

平成19年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	地域コミュニティセンター整備事業補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書 その他町長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 項の規定による書類	地域コミュニティセンター整備事業変更（中止、廃止）承認申請書 事業計画書 収支予算書 その他町長が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第13条第 1 項の規定による書類	地域コミュニティセンター整備事業補助金請求書 事業実績書 収支決算書 その他町長が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	2 部 2 部 2 部	別に定める。